

# 令和8年度 入札制度改定概要

## 1. 入札制度関係

- 1-1 入札時に提出する工事費内訳書の改定、労務費ダンピング調査の実施
- 1-2 特定建設工事共同企業体の対象工事の改定

## 2. 総合評価関係

- 2-1 技術提案型（標準型）の対象工事の改定
- 2-2 機械器具設置工事（営繕系を除く）の評価基準の改定
- 2-3 交通安全施設工事の評価基準の設定
- 2-4 塗装工事（路面標示および営繕系を除く）の評価基準等の設定（令和9年度より適用）

## 3. その他

現場代理人および主任技術者等の育児休業等に関する取扱要領の制定

# 1-1 入札時に提出する工事費内訳書の改定、労務費ダンピング調査の実施 【令和8年4月1日以降の入札公告から適用】

・建設業者における適正な労務費の確保の観点から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正されたことに伴い、工事費内訳書の記載事項を改定する。あわせて、設計金額1億円以上の土木一式工事、建築一式工事において、労務費ダンピング調査を実施する。

## 工事費内訳書の様式

記載項目に「材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費」を追加する。

### 【現行】

工事費内訳書				
【注意】各費目・工種の金額および工事価格に誤りがないことを入札参加者の責において必ず確認したうえで提出してください。				
費目・工種	規格	数量	単位	金額
本工事費				

⋮

直接工事費計				0
共通仮設費（率分）				
共通仮設費計				0
純工事費計				0
現場管理費				
工事原価計				0
一般管理費等				
工事価格				0
工事価格計				0
法定福利費概算額（税抜）				

### 【改定】

     の行が追加される。

直接工事費計				0
うち材料費				
うち労務費				
共通仮設費（率分）				
共通仮設費計				0
純工事費計				0
現場管理費				
うち法定福利費の事業主負担額				
うち建退協制度の掛金				
工事原価計				0
うち安全衛生経費				
一般管理費等				
工事価格				0
工事価格計				0



# 1-1 入札時に提出する工事費内訳書の改定、労務費ダンピング調査の実施 【令和8年4月1日以降の入札公告から適用】

## 労務費ダンピング調査の実施

【対象工事】 設計金額1億円以上の土木一式工事、建築一式工事

【調査対象】 落札候補者

【調査方法】

- (1) 発注機関において、落札候補者が提出した工事費内訳書の直接工事費が一定水準以上か未滿かの確認を行う。  
※一定水準 = 当該工事の直接工事費の官積算額 × 0.97
- (2) 一定水準を下回る場合、発注機関から落札候補者に理由書の提出を指示する。  
提出された理由書により、一定水準を下回る合理的な理由があるかを確認する。
- (3) 合理的な理由が無い場合、発注機関から落札候補者に改善を求める注意文書を送付する。  
また、土木管理課から建設Gメンに通報を行う。 ※契約は無効とならない

## 1-2 特定建設工事共同企業体の対象工事の改定 【令和8年4月1日以降の入札公告から適用】

- ・資材や労務費などの上昇に伴い、特定建設工事共同企業体の対象となる工事の金額を改定する。

○特定建設工事共同企業体（特定JV）対象工事

福井県建設工事共同企業体実施要領 第2章 第4（対象工事）

（1）大型工事

工種	現行	改定
土木一式工事および鋼橋工事	概ね3億円以上	概ね5億円以上
建築一式工事	概ね4億円以上	概ね6億円以上
上記以外の工事	概ね2億円以上	概ね3億円以上

## 2-1 技術提案型（標準型）の対象工事の改定 【令和8年4月1日以降の入札公告から適用】

- ・ 資材や労務費などの上昇に伴い、技術提案型（標準型）の対象となる工事の金額を改定する。

### ○技術提案型（標準型）総合評価落札方式対象工事

福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 第3条（評価方式）

3 技術提案型（標準型）は、設計額が3億円を超える工事である場合に選定するものとする。

ただし、技術的に工夫の余地が小さな工事については、実績評価型（簡易型）とすることができる。

現行	改定
2億円超	3億円超

## 2-2 機械器具設置工事（営繕系を除く）の評価基準の改定 【令和8年4月1日以降の入札公告から適用】

- ・冬期における円滑な道路交通の確保のため、消雪設備点検の実績を機械器具設置工事において評価する。

### 評価基準（機械器具設置工事）

#### 【現行】

評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
地域貢献度	設定なし		

#### 【改定】

評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
地域貢献度	過去2過年度における県または市町 と消雪施設点検の契約を締結した実 績の有無	実績あり	1.0
		実績なし	0.0

## 2-3 交通安全施設工事の評価基準の設定

- 交通安全施設工事における評価基準を新たに設定する。

### 評価基準（交通安全施設工事）

	評価項目	評価基準	評価点数
企業の技術力	同種工事の施工実績の有無	施工実績のある同種工事の施工規模	1.5
	工事成績	工事成績評定点の平均点	3.5
	優良工事表彰	優良工事表彰受賞による加点申請	0.5
	品質管理マネジメントの取得	ISO9001認証を取得	0.5
配置予定技術者の技術力	同種工事の施工経験の有無	施工経験のある同種工事の施工規模	1.5
	配置予定技術者の保有する資格 (設計金額1億円未満の工事)	1級土木施工管理技士または1級建設機械施工管理技士の資格を保有	1.0
	若手担当技術者の常駐	若手担当技術者の常駐	0.5
	優良工事表彰受賞経験	優良工事表彰受賞の経験による加点申請	0.5
	配置予定技術者の継続学習への取得状況 (設計金額1億円以上の工事)	建設系CPD協議会加盟団体の取得単位数 [推奨単位数]	1.0
企業の地域性、社会性	地域精通度	主たる営業所の所在地	2.5
	社会貢献度	福井県との災害協定の締結	1.0
	県内企業および県産品の活用	活用	0.5
計			13.5

## 2-4 【※再周知】塗装工事（路面標示および営繕系を除く）の評価基準等の設定 【令和9年4月1日以降の入札公告から適用】 ※令和8年1月22日に周知済み

- ・塗装工事（路面標示および営繕系を除く）における評価基準等を令和9年4月1日より新たに設定する。

### 入札参加者に求める配置予定技術者の資格

分類	必須項目
配置予定技術者に求める資格	【設計金額が3千万円以上1億円未満の工事】 1級塗装技能士（鋼橋）または、1級または2級土木施工管理技士
	【設計金額が1億円以上の工事】 1級塗装技能士（鋼橋）または1級土木施工管理技士

### 評価基準

	評価項目	評価基準	評価点数
企業の技術力	同種工事の施工実績の有無	施工実績のある同種工事の施工規模	1.5
	工事成績	工事成績評定点の平均点	3.5
	優良工事表彰	優良工事表彰受賞による加点申請	0.5
	品質管理マネジメントの取得	ISO9001認証を取得	0.5
	技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	自社雇用技能者（1級塗装技能士（鋼橋））が1名以上従事	0.5
配置予定技術者の技術力	同種工事の施工経験の有無	施工経験のある同種工事の施工規模	1.5
	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有	1.0
	若手担当技術者の常駐	若手担当技術者の常駐	0.5
	優良工事表彰受賞経験	優良工事表彰受賞の経験による加点申請	0.5
地域性、社会性、企業の社会性	地域精通度	主たる営業所の所在地	2.5
	県内企業および県産品の活用	活用	0.5
計			13.0

### 3 現場代理人および主任技術者等の育児休業等に関する取扱要領の制定 【令和8年4月1日から適用】

・現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者）が育児休業等を取得する場合、これまでは技術者の変更が必要となっていたが、子どもを育てやすい福井の実現に向け、男女を問わず技術者が育児休業等を取得しやすい環境を整えるため、休暇期間が連続して14日以内であれば、代理を配置することで変更を要しないこととする（同一工事につき一回限り）。

	技術者の変更（途中交代）	代理配置
日数制限	なし	連続して14日以内（現場閉所日を含む） （同一工事につき一回限り）
変更（代理配置）の理由	専任の主任技術者等：死亡、傷病等、 14日を超える出産または育児にかかる休暇 現場代理人、非専任の主任技術者等：要件なし	14日以内の出産または育児にかかる休暇
手続きの流れ	現場代理人：事前協議→確認→変更通知 主任技術者等：変更届出→確認→結果通知	事前届出→確認→結果通知
施工計画書の変更	必要	不要
コリンズの変更	必要	不要
代理（変更後）の技術者の資格要件	入札参加資格・総合評価の加点で求められる資格、経験（変更前と同等以上）が必要 （満たせない場合はペナルティあり）	建設業法上の主任技術者・監理技術者 となれる資格があればよい （ペナルティなし）
次回以降の入札において施工経験として認めるか	途中交代した技術者は原則 施工経験として認めない	休暇を取得した技術者は施工経験として認める （代理は施工経験として認めない）
事故が起きた場合等の責任者	変更後の技術者	登録上の（休暇を取得した）技術者